

# 山口県報

令和2年  
6月19日  
(金曜日)

## 目次

○規則  
山口県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）……………  
下関漁港地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則（農林水産政策課）……………



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第三十号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則（昭和四十四年山口県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の三第一項第一号中「山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）を「条例第七号」と、」を削り、同号中(1)から(8)までを削り、(9)を(1)とし、(10)を(2)とし、(11)を(3)とし、(3)の次に次のように加える。

- (4) 条例第六条の五第一項及び第二項の規定に基づき、卸売の業務に係る営業の譲渡し及び譲受け並びに卸売業者の合併又は分割を認可すること。
- (5) 条例第六条の六第一項の規定に基づき、卸売の業務の相続の認可をすること。
- (6) 条例第六条の七の規定による卸売の業務を廃止した旨及び卸売業者が死亡し、又は解散した旨の届出を受けること。

第三十七条の三第一項第一号(12)中「第七条」を「第七条第二項」に改め、同号中(12)を(7)とし、(13)を(8)とし、(14)を(9)とし、同号(15)中「第十一条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、同号中(15)を(10)とし、(16)から(21)までを(11)から(16)までとし、同号(22)中「(18)」を「(13)」に改め、同号中(22)を(17)とし、(23)を削り、(24)を(18)とし、(25)から(28)までを(19)から(22)までとし、(22)の次に次のように加える。

- (23) 条例第二十九条第一項の規定による委託手数料の額の届出及び委託手数料の額の変更の届出を受けること。
- (24) 条例第二十九条第二項の規定に基づき、卸売業者に対し、委託手数料の額の変更を命ずること。
- (25) 条例第三十条の二第一項の規定による事業報告書の提出を受けること。

第三十七条の三第一項第一号中(29)を(26)とし、(30)から(35)までを(27)から(32)までとし、同号(36)中「卸売業者又は買受人」を「取引参加者」に改め、同号(36)を同号(33)とし、同号(37)中「基づき、」の下に「卸売業者又は」を加え、「その」を「条例第六条の二の許可若しくは条例第九条の」に改め、同号中(37)を(34)とし、(34)の次に次のように加える。

- (35) 施行規則第二条の三の規定による資本金又は出資の額変更届又は役員変更届を受領すること。

第三十七条の三第一項第一号中(38)を(36)とし、(39)を(37)とし、(40)を(38)とし、同号(41)中「資本」を「資本金」に改め、同号中(41)を(39)とし、(42)を(40)とし、(43)を(41)とし、同号(44)中「第十八条第十一号」を「第十八条第十二号」に改め、同号中(44)を(42)とし、(45)から(52)までを(43)から(50)までとする。

#### 附則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

下関漁港地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年六月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第三十一号

下関漁港地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

下関漁港地方卸売市場条例施行規則（昭和四十八年山口県規則第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第二条の二」に、「第二十三条」を「第二十三条の三」に改める。

第二章第一節中第三条の前に次の七条を加える。

(卸売業務の許可申請)

第二条の二 条例第六条の二の許可を受けようとする者は、卸売業務許可申請書(別記第一号様式)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合 次に掲げる書類

イ 定款

ロ 登記事項証明書

ハ 役員の住民票の写し及び履歴書

ニ 財産目録その他の資産の状況を明らかにする書類

ホ 申請者が条例第六条の三各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 申請者が個人である場合 次に掲げる書類

イ 住民票の写し及び履歴書

ロ 銀行等の預金に係る証明書その他の資産の状況を明らかにする書類

ハ 申請者が条例第六条の三各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(資本金又は出資の額等の変更の届出)

第二条の三 卸売業者が法人である場合において、資本金又は出資の額に変更があつたときは資本金又は出資の額変更届(別記第二号様式)に変更後の登記事項証明書を添えて、役員の氏名に変更があつたときは役員変更届(別記第二号様式)に変更後の役員の住民票の写し及び履歴書を添えて、遅滞なく、山口県下関水産振興局長(以下「局長」という。)に提出しなければならない。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請)

第二条の四 条例第六条の五第三項の規定による申請は、当該申請が同条第一項の認可に係るものであるときは、事業譲渡譲受認可申請書(別記第三号様式)に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し

二 譲受人である申請者が法人である場合にあつては、当該譲受人に係る第二条の二

第一号に定める書類

三 譲受人である申請者が個人である場合にあつては、当該譲受人に係る第二条の二

第二号に定める書類

2 条例第六条の五第三項の規定による申請は、当該申請が同条第二項の認可に係るものであるときは、合併認可申請書(別記第四号様式)又は分割認可申請書(別記第四号様式)に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併又は分割に係る契約書の写し

二 第二条の二第一号に定める書類

(相続の認可の申請)

第二条の五 条例第六条の六第三項において準用する条例第六条の五第三項の規定による申請は、業務相続認可申請書(別記第五号様式)に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者と被相続人との続柄を証する書類

二 申請者が条例第六条の二の許可に係る業務を引き続き営むことについての申請者以外の相続人の同意書の写し

三 申請者に係る第二条の二第二号に定める書類

(廃止等の届出)

第二条の六 条例第六条の七第一項の規定による届出をしようとする者は、廃止届(別記第六号様式)を局長に提出しなければならない。

2 条例第六条の七第二項の規定による届出をしようとする者は、死亡届(別記第七号様式)又は解散届(別記第七号様式)を局長に提出しなければならない。

(許可証の様式)

第二条の七 条例第六条の八第一項の許可証(次条において単に「許可証」という。)は、別記第八号様式による。

(許可証の再交付等)

第二条の八 卸売業者は、許可証を破り、汚し、又は失つたときは、許可証再交付申請書(別記第九号様式)を知事に提出して、その再交付を受けなければならない。

2 卸売業者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、許可証書換交付申請書(別記第九号様式)を知事に提出して、その書換えを受けなければならない。

3 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、許可証を知事に返納しなければならない。

一 条例第六条の四又は条例第四十条の規定による許可の取消しを受けたとき。

二 条例第六条の七第一項の規定による廃止の届出をしたとき。

4 卸売業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、当該卸売業者に係る許可証を知事に返納しなければならない。

一 死亡した場合 相続人

二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人

三 法人が合併により消滅した場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人

四 法人が分割により地方卸売市場における卸売の業務を承継させた場合 分割により当該業務を承継した法人

五 事業（条例第六条の二の許可に係るものに限る。）の譲渡しをした場合 譲受人第三条の見出しを「（せり人の資格等）」に改め、同条第二項中「第七条」を「第七条第二項」に、「別記第一号様式」を山口県下関水産振興局長（以下「局長」という。）を「別記第十号様式」を局長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第七条」を「第七条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第七条第一項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者でないこと。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

三 買受人又は買受人の役員若しくは使用人である者でないこと。

第四条中「別記第二号様式」を「別記第十一号様式」に改める。  
 第五条第二項中「よごし」を「汚し」に、「別記第三号様式」を「別記第十二号様式」に改める。

第六条第一項中「別記第四号様式」に次に掲げる」を「別記第十三号様式」に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項第一号中「場合」を「場合に次に掲げる書類」に改め、同号ハ中「戸籍抄本」を「住民票の写し」に改め、同項第二号中「場合」を「場合に次に掲げる書類」に改め、同号イ中「戸籍抄本」を「住民票の写し」に改め、同条第二項中「規定する」を「定める」に改め、同項第一号中「別記第五号様式」を「別記第十四号様式」に改める。

第七条第一項中「別記第六号様式」を「別記第十五号様式」に、「又は第二項各号」を「に定める書類又は同条第二項各号」に改め、同条第二項中「別記第七号様式」を「別記第二号様式」に、「戸籍抄本」を「住民票の写し」に改める。

第七条の二第一項中「別記第七号様式の二」を「別記第三号様式」に改め、同項第二号及び第三号中「掲げる」を「定める」に改め、同条第二項中「別記第七号様式の三」を「別記第四号様式」に改め、同項第二号中「掲げる」を「定める」に改める。

第七条の三第一項中「別記第七号様式の四」を「別記第五号様式」に改め、同項第三号中「掲げる」を「定める」に改める。

第八条第一項中「別記第八号様式」を「別記第六号様式」に改め、同条第二項中「別記第八号様式」を「別記第七号様式」に改める。

第九条中「別記第九号様式」を「別記第十六号様式」に改める。

第十条第一項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第二項中「よごし」を「汚し」に、「別記第十号様式」を「別記第十七号様式」に改める。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

第十五条から第十七条まで 削除

第十九条中「別記第十四号様式」を「別記第十八号様式」に改める。

第二十条の見出しを「（卸売業者による卸売予定数量等の報告）」に改め、同条第一項中「別記第十五号様式」を「別記第十九号様式」に改め、同条第二項中「別記第十六号様式」を「別記第二十号様式」に改め、同条第三項中「別記第十七号様式」を「別記第二十一号様式」に改める。

第二十三条中「すみやかに」を「速やかに」に、「別記第十八号様式」を「別記第二十二号様式」に改め、第三章中同条の次に次の二条を加える。

（代金の決済）  
 第二十三条の二 取引参加者が売買取引を行う場合における代金の支払は、現金又は口座振替その他送金の方法により行うものとする。

（事業報告書の作成等）  
 第二十三条の三 条例第三十条の二第一項の事業報告書は、別記第二十三号様式により作成しなければならない。

2 条例第三十条の二第三項の規則で定める正当な理由は、次に掲げるとおりとする。

一 閲覧の申出が当該卸売業者に対して卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者からのものであること。

二 閲覧の申出が安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的によるものと認められること。

三 閲覧の申出が同一の者から短期間に繰り返し行われたものであること。

第二十五条第一項中「別記第十九号様式」を「別記第二十四号様式」に改め、同条第二項中「別記第二十号様式」を「別記第二十五号様式」に改める。

第二十六条中「別記第二十一号様式」を「別記第二十六号様式」に改める。

第二十七条第二項中「別記第二十二号様式」を「別記第二十七号様式」に改め、同条第四項中「つど」を「都度」に改める。

第二十八条第二項中「別記第二十三号様式」を「別記第二十八号様式」に改める。

第三十条第一項中「別記第二十四号様式」を「別記第二十九号様式」に改め、同条第二項中「別記第二十五号様式」を「別記第三十号様式」に改め、同条第三項中「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。

別記第二十五号様式を別記第三十号様式とし、別記第十九号様式から別記第二十四号様式までを五様式ずつ繰り下げ、別記第十八号様式を別記第二十二号様式とし、同様式

の次に次の一様式を加える。

第23号様式(第23条の3関係)

四

事業報告書  
( 年 月 日から 年 月 日まで)卸売業者  
住所 氏名 (電話 局 番)  
①

## 1 業務の状況

## (1) 組織に関する事項

## ア 事業運営組織

部門	担当役員氏名	従事職員数	業務の概要
		人	
		人	

## イ 役員及び従業員の状況

区分	人数	
	常勤	うち女性
役員	非常勤	人
	小計	
従業員	営業関係	(うち、セリ人: 人)
	事務関係	(うち、セリ人: 人)
小計		
合計		

## ウ 株主(出資)構成

区分	役員	従業員	売買参加者	出荷者	開設者	その他	合計
出資額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円



別記第十七号様式を別記第二十一号様式とし、別記第十四号様式から別記第十六号様式までを四様式ずつ繰り下げ、別記第十一号様式から別記第十三号様式までを削り、別記第十号様式を別記第十七号様式とし、別記第九号様式を別記第十六号様式とし、別記第七号様式から別記第八号様式までを削る。

別記第六号様式の添付書類中「又は第2項各号」を「に定める書類又は同条第2項各号」に改め、同様式を別記第十五号様式とし、別記第五号様式を別記第十四号様式とする。

別記第四号様式の添付書類1の(3)及び2の(1)中「戸籍抄本」を「住民票の写し」に改め、同様式を別記第十三号様式とし、別記第一号様式から別記第三号様式までを九様式ずつ繰り下げ、別記第一号様式から別記第九号様式までとして次の九様式を加える。

別記  
第1号様式(第2条の2関係)

卸売業務許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏 名

(電話)

局

番)

下記のとおり下関漁港地方卸売市場の卸売の業務の許可を受けたいので、下関漁港地方卸売市場条例第6条の2の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

氏 名 又 は 名 称	
住 所	
法 人 の 場 合	資本金又は出資の額 円
役 員 の 氏 名	

添付書類

/ 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

- (1) 定款
  - (2) 登記事項証明書
  - (3) 役員の住民票の写し及び履歴書
  - (4) 財産目録その他の資産の状況を明らかにする書類
  - (5) 申請者が下関漁港地方卸売市場条例第6条の3各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 2 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

- (1) 住民票の写し及び履歴書
- (2) 銀行等の預金に係る証明書その他の資産の状況を明らかにする書類
- (3) /の(5)に掲げる書類

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式 (第2条の3、第7条関係)

資本金又は出資の額  
変更届

年 月 日

山口県下関水産振興局長 様

郵便番号

届出者 住所

氏 名

(電話 局 番)

下記のとおり 資本金又は出資の額に変更があつたので、下関漁港地方卸売市場条例  
施行規則第2条の3の規定により届け出ます。

記

資本金又は出資の額	変更前	
	変更後	
役 員 の 氏 名	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 の 理 由		

添付書類

- 1 資本金又は出資の額の変更に係る場合にあつては、変更後の登記事項証明書
  - 2 役員の氏名の変更に係る場合にあつては、変更後の役員の住民票の写し及び履歴書
- 注 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式 (第2条の4、第7条の2関係)

事業譲渡譲受  
認可 申請書

年 月 日

山口県下関水産振興局長 様

郵便番号  
住所 氏 名

(電話 局 番)

申請者 譲受人

住所 氏 名  
(電話 局 番)

下記の通り 卸 売の業務に係る事業の譲渡し及び譲受けの承認を受けたいので、  
下関漁港地方卸売市場条例第6条の5第3項の規定により、関係書類を添えて申請  
します。

記

許可番号又は承認番号	第 号
譲渡し及び譲受け予定年月日	年 月 日
譲渡し及び譲受けをしようとする理由	

添付書類

- 1 譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し
  - 2 譲受人である申請者が法人である場合にあつては、当該譲受人に係る下関漁港地方卸売市場条例施行規則第2条の2第1号又は第6条第1項第1号に定める書類
  - 3 譲受人である申請者が個人である場合にあつては、当該譲受人に係る下関漁港地方卸売市場条例施行規則第2条の2第2号又は第6条第1項第2号に定める書類
- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「許可番号又は承認番号」欄は、譲渡人について記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第4号様式(第2条の4、第7条の2関係)

合併認可申請書

山口県下関水産振興局長 様

年 月 日

郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名  
代表者の氏名  
(電話番号)  
申請者  
郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名  
代表者の氏名  
(電話番号)

下記のとおり買受業者の合併の認可を受けたので、下関漁港地方卸売市場条例

第6条の5第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

許可番号又は承認番号	第	号	第	号
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は合併承継する法人	名	称	(電話)	局 番)
	主たる事務所の所在地			
	資本金又は出資の額			
	役員の氏名			
合併又は分割の予定年月日	年	月	日	
合併又は分割の方法及び条件				
合併又は分割をしようとする理由				

添付書類

- 1 合併又は分割に係る契約書の写し
  - 2 下関漁港地方卸売市場条例施行規則第2条の2第1号又は第6条第1項第1号に定める書類
- 注 法人の合併又は分割が三以上である場合は、申請者を連記するものとし、「許可番号又は承認番号」欄は別紙とすること。  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第5号様式(第2条の5、第7条の3関係)

業務相続認可申請書

山口県下関水産振興局長 様

年 月 日

郵便番号  
申請者住所  
氏名  
(電話番号)

下記のとおり買受業者の業務の相続の認可を受けたので、下関漁港地方卸売市場条例第6条の6第3項において準用する同条例第11条の2第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

許可番号又は承認番号	第	号
被相続人との続柄		
被相続人	住	所
	氏	名
相続開始年月日	年	月 日

添付書類

- 1 申請者と被相続人との続柄を証する書類
  - 2 申請者が下関漁港地方卸売市場条例第6条の2の許可又は同条例第9条の承認に係る業務を引き続き営むことについての申請者以外の相続人の同意書の写し
  - 3 申請者に係る下関漁港地方卸売市場条例施行規則第2条の2第2号又は第6条第1項第2号に定める書類
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第6号様式 (第2条の6、第8条関係)

廃止届

年月日

山口県下関水産振興局長 様

郵便番号

届出者 住所

氏名

(電話 局 番)

下記のとおり 卸売の業務を廃止したので、下関漁港地方卸売市場条例第6条

第7第1項の規定により届け出ます。

記

許可番号又は承認番号	第	号
廃止年月日	年	月 日
廃止した理由		
当年中において卸売業者から卸売を受けた生鮮水産物等の数量及び金額	kg	円

注 / 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「当年中において卸売業者から卸売を受けた生鮮水産物等の数量及び金額」欄は、届出者が買受人の場合にのみ記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第7号様式 (第2条の6、第8条関係)

死亡届

年月日

山口県下関水産振興局長 様

郵便番号

届出者 住所

氏名

(電話 局 番)

下記のとおり 卸売業者が死亡したので、下関漁港地方卸売市場条例第6条の7第2

項の規定により届け出ます。

記

許可番号又は承認番号	第	号
卸売業者又は買受人であった者	住所	
	氏名	
死亡し、又は解散した年月日	年	月 日
当年中において卸売業者から卸売を受けた生鮮水産物等の数量及び金額	kg	円
届出者と卸売業者又は買受人であつた者との関係	相続人・清算人・その他 ( )	

注 / 届出者及び卸売業者又は買受人であつた者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「当年中において卸売業者から卸売を受けた生鮮水産物等の数量及び金額」欄は、買受人の死亡又は解散の場合にのみ記入すること。

3 「届出者と卸売業者又は買受人であつた者との関係」欄は、該当するものを○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

## 第8号様式(第2条の7関係)

## 卸売業務許可証

許可番号 第 号

卸売業者の氏名又は名称

卸売業者の住所

下関漁港地方卸売市場条例第6条の2の規定により下関漁港地方卸売市場における卸売の業務を許可する。

年 月 日

山口県知事 氏 名 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

## 第9号様式(第2条の8関係)

## 許可証 再交付 申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏 名

(電話 局 番)

下記のとおり許可証の書換え交付を受けたいので、下関漁港地方卸売市場条例施行規則第2条の8第1項の規定により申請します。

記

許可番号	第 号
氏名又は名称	
住所	
再交付又は書換え交付を受けようとする理由	
変更年月日	年 月 日

注 / 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 書換え交付の変更事項は、変更前と変更後に区分して記載すること。

3 許可証を破り若しくは汚したことになる再交付の申請の場合又は許可証の書換え交付の申請の場合にあつては、当該許可証を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則  
この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

令和二年六月十九日  
印刷

発行人  
所

山口県  
知事  
庁